

○福生市健康づくり事業推進会議設置要綱

平成 19 年4月1日要綱第2号

**改正**

平成 22 年4月1日要綱第7号

平成 24 年4月1日要綱第 21 号

平成 26 年7月1日要綱第 24 号

平成 27 年4月1日要綱第 29 号

平成 28 年4月1日要綱第 30 号

福生市健康づくり事業推進会議設置要綱

題名改正〔平成 26 年要綱 24 号〕

(設置)

**第1条** 市民の健康づくりに向けた事業を効果的に推進するため、福生市健康づくり推進会議(以下「会議」という。)を設置する。

一部改正〔平成 26 年要綱 24 号〕

(所掌事項)

**第2条** 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 健康づくり事業又は健康づくりの推進に関連する事業において必要とされる調整

(2) 健康づくり事業の履行評価に関すること。

(3) その他会議設置趣旨から必要とされる事項

一部改正〔平成 26 年要綱 24 号〕

(組織)

**第3条** 会議は、座長及び委員をもって組織する。

2 座長は、福祉保健部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、[別表](#)に掲げる職にある者をもって充てる。

一部改正〔平成 22 年要綱7号・26 年 24 号〕

(座長の職務等)

**第4条** 座長は、会議を代表し、会議を総括する。

2 座長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を代理する。

一部改正〔平成 26 年要綱 24 号〕

(会議)

**第5条** 会議は、座長が招集し、会議の議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させて意見、説明等を求め、又は資料の提出を求めることができる。

一部改正〔平成 26 年要綱 24 号〕

(庶務)

**第6条** 会議の庶務は、福祉保健部健康課において処理する。

一部改正〔平成 22 年要綱7号・26 年 24 号〕

(委任)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、座長が別に定める。

一部改正〔平成 26 年要綱 24 号〕

**附 則**

この要綱は、平成 19 年4月1日から施行する。

**附 則**(平成 22 年4月1日要綱第7号)

この要綱は、平成 22 年4月1日から施行する。

**附 則**(平成 24 年4月1日要綱第 21 号)

この要綱は、平成 24 年4月1日から施行する。

**附 則**(平成 26 年7月1日要綱第 24 号抄)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年7月1日から施行する。

**附 則**(平成 27 年4月1日要綱第 29 号)

この要綱は、平成 27 年4月1日から施行する。

**附 則**(平成 28 年4月1日要綱第 30 号)

この要綱は、平成 28 年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

総合窓口課長 保険年金課長 協働推進課長 社会福祉課長 障害福祉課長 介護福祉課長 子ども育成課長 子ども家庭支援課長 健康課長 まちづくり計画 課長 教育指導課長 学校給食課長 生涯学習推進課長 スポーツ推進課長
---

一部改正〔平成 22 年要綱7号・24 年 21 号・27 年 29 号・28 年 30 号〕